新たな地域医療構想について

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会報告書より作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、 必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- 2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた あるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
- (将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始
- (25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必 要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな 構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
- これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性 期患者への医療提供機能 | を追加し、「包括期機能 | として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点 機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能 や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
- 必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で 協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3)地域医療介護総合確保基金

• 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合 に許可
- 既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応 じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化(目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努 める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

新たな地域医療構想と医療計画の進め方

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供 体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9~10年度に医療機関機能に着目した地 域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等 に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画 に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に 向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

2025 2026 2027 2028 2030 ~ 2024 2029 (令和6年度) (令和7年度) (令和8年度) (令和10年度) (令和11年度) (令和12年度) 新たな地域医療構想の策定・取組 将来の方向性、 医療機関機能に着目した地域 ガイドラインの 新たな地域医療構想 地域医療構想 将来の病床数の の医療機関の機能分化・連携 の検討(国) 検討(国) 必要量の推計 の協議、病床の機能分化・連 携の協議 等 国と都道府県の実務者協議(地域医療構想の策定 状況や医療計画の取組等に係る課題を国と都道府 |県で共有) 5疾病・6事業 第8次医療計画(※) 第9次医療計画 ※ 救命救急センターのあり方や周産期医療等、個別の事業の課題を第9 次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行う。 第9次計画の作 第9次計画の検 討(国) 成(都道府県) 外来医療計画、医師確保計画、 第9次医療計画 第8次計画(前期) 第8次計画(後期) 在宅医療に関する事業

第8次計画(後期)

の作成(都道府県)

第9次計画の検

討(国)

かかりつけ医機能の確保に関する地域の協議(都道府県)

第9次計画の作

成(都道府県)

かかりつけ医機能 第8次計画(後期)

の検討(国)

報告等のガイドラ

インの検討(国)

ガイドラインの構成(案)

新たな地域医療構想の策定ガイドラインについて、現在の地域医療構想策定ガイドラインを踏襲しつつ、新たな地域 医療構想の対象が多岐にわたることに対応して議題の整理やグランドデザインなどのアップデート、合意形成等を踏 まえた構成としてはどうか。

概論

I 経緯・背景

- 1 ガイドラインの目的
- 2 位置づけ
- 3 新たな地域医療構想の対象について
- 4 背景となる地域毎の課題
- 5 医療計画との関係
- 6 これまでの地域医療構想について

策定まで

Ⅱ 地域医療構想の策定

- 1 地域医療構想の策定の進め方について
- 2 構想区域について
- 3 医療機関機能・病床機能と、当該機能を踏まえた需要推計の基本的な考え方
- 4 入院医療に関する取組について
- 5 外来・在宅医療に関する取組について
- 6 介護との連携について
- 7 医療従事者の確保について

策定後

Ⅲ 取組の推進について

- 1 地域での課題等の共有
- 2 知事権限について
- 3 地域医療介護総合確保基金の活用について
- 4 地域医療構想の実現に向けた柔軟かつ実践的な点検・プロセス・評価の観点

IV 地域医療構想と医療計画の関係等

- 1 5疾病6事業との関係について
- 2 地域医療構想調整会議とその他の会議体との関係について

※医療法等の一部を改正する法律案が継続審議となっているところ、国会審議等を踏まえて変更することも考えられる。

構想策定の具体的なスケジュール(案)

• 例として、入院医療に係る構想策定のスケジュールとして、今年度以降速やかに検討等を開始できる内容と、来 年度以降開始される予定の医療機関機能報告など、順次検討すべき内容がある。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区域点検・ 見直し		「域の点検 区域の見直し				
必要病床数		必要病床	数の算出 機能分化連携の請	憲 論		
医療機関機能の 確保			機関機能の確保 編・集約化の議論		取組の推進	
外来・在宅 介護との連携等		介護との	要等の見込みの共存 連携等に係る議論 —			
医療従事者の確 保			対策等の 各職種の新たな確保対策も 踏まえた取組			

人口の少ない地域における構想区域の見直しの例(圏域の広域化)

• 人口20万人未満の区域等において、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、周囲の区域の人口や医療資源等も踏まえて点検、見直しが必要。一定の医療提供の確保が困難な区域については、当該区域内での連携・再編・集約化だけでなく、隣接する区域との合併等も含めて検討が必要。

現状



A構想区域

人口10万人





B構想区域

人口40万人





○人口10万人の区域と、隣接する大きな人口規模の区域。人口20万以下の区域は在り方を点検。



急性期拠点機能

見直し後

- ○A構想区域単独では、急性期医療を確保できないと考えられることから、B構想区域と統合し、全体で急性期拠点機能を確保。
- ○急性期を担っていた医療機関について、地域全体で、急性期を集約化するとともに、その他の医療機関については高齢者救急・地域急性期を担う。
- ○旧A構想区域においては、高齢者救急・地域急性期機能を確保した。





急性期拠点機能



高齢者救急・地域急性期機能

構想区域の役割について

- 構想区域については、①医療提供体制構築のため、②必要病床数運用のための、大きく2つの役割がある。
- それぞれ、医療提供体制構築のため、急性期拠点機能等が確保・維持できる単位であるか、必要病床数の議論等が可能な単位であるか等について、区域の人口や医療機関数、患者の流出入等を踏まえ、適切な規模で設定する必要がある。

構想区域 の 役割

① 医療機関の連携・再編・集約化など、 医療提供体制構築のための議論

- 区域内に所在する病院等が急性期、高齢者救急等について議論する単位
- 特に、急性期拠点機能の確保に係る議論のため、緊急手術等の急性期医療の需要が 一定程度発生し、急性期拠点機能を確保・維持できるよう設定し、地域での議論や 取組を推進できる必要

⇒人口20~30万人以上を目安としながら検討する必要

② 必要病床数の運用

- 入院医療の需要が減少することも踏まえながら、2040年に必要な病床数を確保するために設定する単位
- 特に、機能別に適切な病床数が確保できるよう、都道府県が適切に、調整会議や医療審議会での議論の進行や法令上の権限行使ができる必要

⇒都道府県が区域の人口や医療機関数、流出入等を踏まえて設定

医療機関機能について

医療機関機能の考え方

- 医療機関機能に着目して、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、 医療機関の連携・再編・集約化が推進されるよう、医療機関(病床機能報告の対象医療機関)から都道府県に、地域で求められる役割を担 う「医療機関機能」を報告。地域の医療提供体制の確保に向けて地域で協議を行うとともに、国民・患者に共有。
- 二次医療圏等を基礎とした地域ごとに求められる医療提供機能、より広域な観点から医療提供体制の維持のために必要な機能を設定。
 - 2040年頃を見据えて、人口規模が20万人未満の構想区域等、医療需要の変化や医療従事者の確保、医療機関の維持等の観点から医療提供体制上の課題 がある場合には、必要に応じて構想区域を拡大。
 - ・ 従来の構想区域だけでなく、広域な観点での区域や、在宅医療等に関するより狭い区域を設定。新たな地域医療構想の策定・推進に向けて、地域に必要な医療提供体制の確保のため実効性のある議論に資するよう、区域ごとに議論すべき内容や議題に応じた主な参加者等についてガイドラインで明確化。

地域ごとの医療機関機能

主む目体的も内容 (イマーご)

	~	土は具体的な内容(イメーン)
高齢者救急・地域急性	•	高齢者をはじめとした救急搬送を受け入れるとともに、必要に応じて専門病院や施設等と協力・連携しながら、
期機能		入院早期からのリハビリ・退院調整等を行い、早期の退院につなげ、退院後のリハビリ等の提供を確保する。
		※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定
在宅医療等連携機能	•	地域での在宅医療の実施、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院
		対応を行う。
		※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定
急性期拠点機能	•	地域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するよう、手術や救急医療等の医療資源を多
		く要する症例を集約化した医療提供を行う。
		※ 報告に当たっては、地域シェア等の地域の実情も踏まえた一定の水準を満たす役割を設定。また、ア
		クセスや構想区域の規模も踏まえ、構想区域ごとにどの程度の病院数を確保するか設定。

専門等機能

- 上記の機能にあてはまらない、集中的なリハビリテーション、高齢者等の中長期にわたる入院医療機能、有 床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を行う。
- ※ 高齢者医療においては、あらゆる段階において、マルチモビディティ(多疾病併存状態)患者へのリハビリを含む、治し支える医療の観点が重要

広域な観点の医療機関機能

- 医育及び広域診療機能 大学病院本院が担う、広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医 療従事者の育成、広域な観点が求められる診療を総合的に担い、また、これらの機能が地域全体で確保さ れるよう都道府県と必要な連携を行う。
 - このほか、急性期拠点機能を担う医療機関等が行う、広域な観点での診療、人材の育成、医師の派遣等の役割についても、報告 21 を求め、地域全体での機能の確保に向けた議論を行う。

区域の人口規模を踏まえた医療機関機能の考え方(案)

区域	現在の人口規模 の目安	<u>急性期拠点機能</u>	高齢者救急・ 地域急性期機能	在宅医療等連携機能	専門等機能
大都市型	100万人以上 ※東京などの人口の極 めて多い地域において は、個別性が高く、地 域偏在等の観点も踏ま えつつ別途整理	 将来の手術等の医療需要を踏まえ、 区域内に複数医療機関を確保 都道府県からの依頼等を踏まえ、 地域の医療機関へ医師を派遣する ※人口20万人〜30万人毎に1拠点を確保することを目安とする。 	・ 高齢者救急の対応の 他、頻度の多い一部 の手術について対応	診療所による在宅医療の実施が多い場合、そうした診療所や訪看ステーション等の支援高齢者施設等からの患者受入等の連携	特定の診療科に 特化した手術等 を提供有床診療所の担 う地域に根ざし た診療機能集中的な回復期 リハビリテー
地方都市型	50万人程度	 将来の手術等の医療需要を踏まえ、 区域内に1~複数医療機関を確保 都道府県からの依頼等を踏まえ、 地域の医療機関へ医師を派遣する ※人口20万人~30万人毎に1拠点を確保することを目安とする 	高齢者救急の対応手術等が必要な症例に ついては地域の医療資 源に応じて、急性期拠 点機能を有する医療機 関へ搬送	地域の在宅医療の提供 状況に応じて、在宅医療・訪問看護の提供や 後方支援を実施高齢者施設等からの患 者受入れ等の連携	ション • 高齢者等の中長 期にわたる入院 医療 等
人口の 少ない地域	〜30万人 ※20万人未満の地域 については、急性 期拠点機能の確保 が可能かどうか等 について特に点検 し、圏域を設定	手術等の医療資源を多く投入する 医療行為について集約化し区域内 に1医療機関を確保する 地域の医療資源に応じて、高齢者 救急・地域急性期機能や在宅医療 等連携機能をあわせて選択するこ とも考えられる ※大学病院本院が区域内にある場合、大学 が担う医療の内容等を踏まえた上で、必要 に応じて大学病院本院と別に医療機関を確 保しうる	 地域の医療資源の範囲 内で高齢者救急の対応 手術等が必要な症例に ついては急性期拠点機 能を有する医療機関へ 搬送 	 診療所による在宅医療の実施が少ない場合、自ら在宅医療や訪問看護を提供 高齢者施設等からの患者受入れ等の連携 	

- ※ 地域の実情に応じて、複数の医療機関機能の選択が可能
- ※ 区域の人口規模については、現在の人口規模に加えて、必要に応じて、2040年の人口等も踏まえながら、どの区域に該当するか等を地域で検討

医療機関機能の協議にあたっての検討事項とデータ(案)

○ 医療機関機能について各都道府県が構想区域毎に機能を確保することができるよう、以下の考え方を基本とし、区域 の人口規模に応じた役割について検討してはどうか。

	求められる具体的な機能や体制	協議のためのデータ
急性期拠点 機能	(急性期の総合的な診療機能) 救急医療の提供 手術等の医療資源を多く要する診療の、幅広い総合的な提供 (急性期の提供等にあたっての体制について) 総合的な診療体制を維持するために必要な医師数、病床稼働率 急性期医療の提供や医師等の人材育成を行うための施設	 ○以下のデータについて、医療機関毎のほか区域内全体における数・シェアも踏まえて検討する。 ● 救急車受け入れ件数 ● 各診療領域の全身麻酔手術件数 ● 医療機関の医師等の医療従事者数 ● 急性期を担う病床数・稼働率 ● 医療機関の築年数、設備(例:手術室、ICU) ● その他従事者の状況(歯科医師数、薬剤師数、看護師数等)
高齢者救急・ 地域急性期 機能	(高齢者救急・地域急性期に関する診療機能) 高齢者に多い疾患の受入入院早期からのリハビリテーションの提供時間外緊急手術等を要さないような救急への対応高齢者施設等との平時からの協力体制	 救急車受け入れ件数(人口の多い地域のみ) 医療機関の医師等の医療従事者数 包括期の病床数 地域包括ケア病棟入院料や地域包括医療病棟の届出状況 医療機関の築年数 高齢者施設等との連携状況
在宅医療等 連携機能	 (在宅医療・訪問看護の提供) ● 在宅医療の提供の少ない地域において、在宅医療の提供 ● 訪問看護STを有する等による訪問看護の提供 (地域との連携機能) ● 地域の訪問看護ステーション等の支援 ● 高齢者施設の入所者や地域の診療所等で在宅医療を受けている患者等の緊急時の患者の受入れ体制の確保等、平時からの協力体制 	● 在宅療養支援診療所・病院の届出状況● 地域における訪問診療や訪問看護の提供状況● 医療機関の築年数● 高齢者施設等との連携状況
専門等機能	 特定の診療科に特化した手術等を提供 有床診療所の担う地域に根ざした診療機能 集中的な回復期リハビリテーション 高齢者等の中長期にわたる入院医療 	回復期リハビリテーション病棟入院料・療養病棟入院基本料等の届出状況有床診療所の病床数・診療科